資料２

◎第２期宮城県特別支援教育将来構想実施計画（前期）の施策体系図

目標		優先取組 1	2	3	再掲	番号	事業名	実施機関	取組内容	取組方針・達成目標	実施年度 R7	R8	R9	R10	R11
Ⅰ	自立と社会参加														
	1関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実														
		○				1	視覚障害・聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業	特別支援教育課	・視覚支援学校、聴覚支援学校の乳幼児教育相談担当者の乳幼児の発達や障害に係る専門性向上 ・移動教育相談、オンライン教育相談の実施 ・幼児教育施設、小学校等での研修会開催 ・普及パンフレットの作成	○視覚障害、聴覚障害のある乳幼児とその保護者に対し、早期から質の高い教育相談の場等を提供する。	→	→	→	→	→
				○	主	2	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課	・宮城県特別支援連携協議会の開催 ・広域特別支援連携協議会の開催	○共生社会の実現を目指した共に学ぶ教育の推進に向けて、切れ目ない支援体制の確立に向けた施策の展開と、県立特別支援学校のセンター的機能の強化、教員の専門性の向上を図る。	→	→	→	→	→
		○			主			特別支援教育課、総合教育センター	・特別支援教育コーディネーターの役割についての講義 ・校内体制についての研究協議 ・各校種（幼、小、中、高、特支学）ごとのコーディネートの実際 ・福祉と教育の連携	○特別支援教育コーディネーターの役割について基礎的理解を深めるとともに、特別支援教育の動向やコーディネートの実際を学び、校内の特別支援教育の推進を図る。	→	→	→	→	→
					主	3	発達障害児者総合支援事業	精神保健推進室	・発達障害者支援推進会議の開催 ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への技術支援 ・障害児等・家族・支援者への療育支援の実施 ・ペアレント・プログラム等の実施支援と実施者養成	○ライフステージに応じて身近な地域で支援を受けられる体制構築に向け、発達障害者支援推進会議による支援体制の検討、発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーを中心とした支援者支援を進める。	→	→	→	→	→
		○	○			4	研修研究事業	総合教育センター、教職員課	・幼稚園等新規採用教員及び中堅教諭等の専門性の向上	○新規採用教員としての実践的指導力と使命感の向上、中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭として必要な資質の向上を図る。	→	→	→	→	→
		○				5	教育相談調査研究等事業	総合教育センター	・総合教育センター指導主事による定期巡回教育相談、要請教育相談、来所相談、電話相談の実施	○幼児児童生徒及びその保護者並びに教職員や学校を対象とし、様々な困難への対応等に係る教育相談を実施し、支援する。	→	→	→	→	→
				○	再	6	障害児教育支援相談活動事業	特別支援教育課	・障害児就学担当者説明会及び研修会の開催 ・リーフレット「就学相談ガイド～よりよい就学のために～」の作成、活用 ・市町村教育委員会へ特別支援教育コーディネーターの派遣 ・就学支援の手引き改訂	○特別な配慮や支援を必要とする幼児児童生徒の就学先の適切な決定に向け、特別支援教育コーディネーターの派遣や障害児就学担当者説明会及び研修会を開催するなど、積極的に市町村教育委員会を支援する。	→	→	→	→	→
					再	7	就学支援審議会	特別支援教育課、市町村教委	・市町村教育委員会の諮問に応じて就学支援審議会の開催	○市町村教育委員会が就学相談事業を進める際に生じる困難な事例について、医学、心理学、教育等の専門家等の委員が審議し、各事例について助言を行う。	→	→	→	→	→
		○	○	○		8	自立と社会参加につながる「共に学ぶ教育」推進モデル事業	特別支援教育課、義務教育課、高校教育課	・特別支援教育コーディネーター合同連絡会の実施 ・外部専門家を活用した引継ぎの在り方検討 ・外部専門家による研修等の実施	○小・中・高等学校いずれの学びの場においても多様な教育的ニーズに応じた教育方法や校内体制の確立に向けた支援を行う。 ○小・中連携及び中・高連携の強化に向けた取組を行うとともに「切れ目ない支援体制マニュアル」を開発し、切れ目ない支援体制の構築について明示する。	→	→			
		○			主	9	特別支援学校進路指導充実事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・特別支援学校地域連携協議会の開催 ・各学校での講演会等の実施 ・進路支援研修会の実施	○進路指導主事の資質の向上と関係機関のネットワークの構築、障害者雇用に係る理解啓発、地域支援等を行い、教育、福祉、労働機関等との連携を図る。 ○県立特別支援学校での講演会の実施率100%を目指す。	→	→	→	→	→
		○				10	特別支援学校における就労定着支援	県立特別支援学校	・個別の教育支援計画の作成・活用 ・就労した卒業生へのアフターケア	○学校卒業後の就労・生活支援への円滑な移行を見通し、関係機関等と連携して一人一人のニーズに応じた支援のための「個別の教育支援計画」の活用に取り組む。また、生徒の就労先を訪問し、就労定着を支援する。	→	→	→	→	→
	2卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実														
					再	11	宮城県特別支援学校文化祭事業	特別支援教育課、県内の特別支援学校	・作業製品販売会、ステージ発表 ・特別支援学校パネル展示、特別支援学校紹介VTR放映	○県内特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の日頃の学習の成果を発表し、特別支援学校について広く県民に啓発する。	→	→	→	→	→
						12	学びを通じたみやぎの共生社会推進事業	生涯学習課	・地域コンソーシアムの開催 ・地域の実情に応じた学習プログラムの開発・実施 ・まなびのWEB宮城による情報発信	○障害の有無によらず、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指すほか、学校を卒業しても学び続けることができる持続可能で循環できる仕組みを形成する。	→	→			
		○				13	特別支援学校における進路支援・移行支援	県立特別支援学校	・将来を見通した「キャリア・パスポート」の活用 ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用	○児童生徒一人一人の進路希望に基づいた適切な学習支援と情報提供及び進学先等へのフォローアップを行う。 ○県立特別支援学校でのキャリアパスポート実施率100%を目指す。	→	→	→	→	→
		○			再	14	特別支援学校進路指導充実事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・特別支援学校地域連携協議会の開催 ・各学校での講演会等の実施 ・進路支援研修会の実施	○進路指導主事の資質の向上と関係機関のネットワークの構築、障害者雇用に係る理解啓発、地域支援等を行い、教育、福祉、労働機関等との連携を図る。 ○県立特別支援学校での講演会の実施率100%を目指す。	→	→	→	→	→
Ⅱ	誰一人取り残さない学校づくり														
	1多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現														
			○			15	障害児地域教育充実事業	特別支援教育課	・教室等の整備	○県立特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、県立特別支援学校の小規模維持補修に係る修繕工事等を行う。	→	→	→	→	→
			○					特別支援教育課、県立特別支援学校	・視覚支援学校、聴覚支援学校（校舎改築に伴うもの）	○県立特別支援学校の狭隘化等に対応するため、既存学校の余裕教室を活用した分校等の設置や老朽化した校舎等の改築を行う際に必要となる教材物品等を整備する。	→	→	→	→	→
			○			16	仮設校舎管理事業	特別支援教育課	・名取支援学校、利府支援学校、古川支援学校、小牛田高等学園の仮設プレハブ校舎賃貸借	○県立特別支援学校の狭隘化に対応するため、仮設プレハブ校舎を管理し、教育環境の改善を図る。	→	→	→	→	→
			○			17	校舎改築事業	施設整備課	・既存校舎等の改築や改修などの老朽化対策 ・視覚支援学校の改築 ・古川支援学校の長寿命化改修、旧大崎市立志田小学校の閉校後の校舎等の改修 ・聴覚支援学校の改築	○老朽化の著しい県立特別支援学校について、計画的に建替・大規模改修等を行う。また、児童生徒数が増加している古川支援学校の狭隘化の解消を図るため、隣接する旧大崎市立志田小学校の閉校後の校舎等を活用し、必要な教室等を整備する。	→	→	→	→	→
			○		再	18	学校巡回指導事業	特別支援教育課、総合教育センター	・指導主事による県立特別支援学校の教育課程、学習指導等に関する指導及び支援の実施	○各校3年に1回の訪問指導とし、指導主事と学校現場の教員が一体となって協働による授業づくりを推進する。 ○各校の課題に応じた研修会及び授業検討会等を実施し、特別支援学校における教員の授業力向上と児童生徒への指導及び支援の充実と改善を図る。	→	→	→	→	→

目標	優先取組 1	2	3	再掲	番号	事業名	実施機関	取組内容	取組方針・達成目標	実施年度 R7	R8	R9	R10	R11
					19	教育課程の研究	特別支援教育課	・特別支援教育課程中央説明会への教員派遣 ・特別支援教育課程宮城県説明会の実施 ・特別支援学校教育課程研究協議会の実施	○学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に関して理解を深めるとともに、それらの内容について研究協議を行い、特別支援教育の充実と改善を図る。					
	○	○	○	主	20	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課、総合教育センター	・個別の教育支援計画活用支援事業 ・特別支援学校専門性向上研修会の開催 ・インクルーシブ教育研修会の開催	○共生社会の実現を目指した共に学ぶ教育の推進に向けて、切れ目ない支援体制の確立に向けた施策の展開と、県立特別支援学校のセンター的機能の強化、教員の専門性の向上を図る。					
		○	○	主	21	居住地校学習推進事業	特別支援教育課、義務教育課、県立特別支援学校、市町村教委、小・中学校等	・居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習の実施 ・教育事務所及び各校担当者による連絡会議の実施	○県立特別支援学校の児童生徒と居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習を通して、学校生活の充実等、地域における特別支援教育に対する理解促進を図る。 ○令和11年度実施率目標値43%の達成を目指すとともに、中学校での実施率を30%から令和11年度には38%にする。					
					22	高等学園等合同学校説明会	特別支援教育課、県内特別支援学校	・学校紹介 ・各学校ブースでの相談対応	○中学校特別支援学級等の生徒及びその保護者や関係者を対象に、高等学園等の特色や魅力を発信し、生徒の主体的な進路選択を支援する。					
		○			23	県立学校ICT機器整備推進事業	教育企画室、県立学校	・県立学校の大型掲示装置（プロジェクタ等）の更新 ・県立特別支援学校の入出力支援装置の整備・更新	○県立学校の授業等教育活動に資するICT機器の整備・更新を行い、ICT環境の充実を図ることで、教職員及び児童生徒のICT利活用を推進する。					
		○			24	教育情報ネットワーク運用事業	教育企画室、県立学校	・県立学校情報ネットワーク（SWAN）の運用管理 ・県立学校の校内無線アクセスポイントの更新	○教育の情報化を背景として、県立学校の情報インフラを統合的に管理・運用を行うことで、各学校に等しく安定的かつ快適なネットワーク環境の充実を図る。					
		○			25	特別な支援を要する児童生徒に対するICT活用教育推進事業	特別支援教育課	・機器、教材（アバターロボット、AIドリル）の整備 ・ICT支援員の派遣	○特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の教科指導におけるICT機器活用推進による学校教育の質の向上や、切れ目ない学びと学習の質を確保するために、個別最適な学びの提供と在籍校とのつながりと学習の継続を図る。 ○AIドリルR7年主体的に取り組む割合100%					
					26	校内教育支援センター支援事業	義務教育課、教育事務所、市町村教委、小・中学校等	・学び支援教室の設置 ・研修会、連絡会議の実施 ・市町村教育委員会の要請による別室支援員の派遣 ・市町村で配置する支援員への補助	○学校に登校していない児童生徒、教室で過ごすことに不安を抱える児童生徒等の社会的自立を目指し、学習支援と自立支援を図る学び支援教室等の校内教育支援センターを組織的に運営することで、学校に登校していない児童生徒等への支援の充実を図る。					
	○	○		主	27	自立と社会参加につながる「共に学ぶ教育」推進モデル事業	特別支援教育課、義務教育課、高校教育課	・児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育方法の検討と実践 ・外部専門家による研修会等の実施	○小・中・高等学校いずれの学びの場においても多様な教育的ニーズに応じた教育方法や校内体制の確立に向けた支援を行う。 ○小・中連携及び中・高連携の強化に向けた取組を行うとともに「切れ目ない支援体制マニュアル」を開発し、切れ目ない支援体制の構築について明示する。					
	○	○			28	通級による指導の推進	特別支援教育課、義務教育課、高校教育課、市町村教委、小・中学校等、高等学校等	・学級担任等と通級による指導担当教員の連携 ・小・中学校等，高等学校等での切れ目ない通級による指導の実施	○通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が通級による指導を受けられる体制を構築する。					
		○		再	29	学びの多様性を活かした教育プログラム開発事業	特別支援教育課、高校教育課	・学びの多様性を活かした教育プログラムの開発 ・発達障害理解研修会の実施	○県立高校と連携し、発達障害の可能性のある児童生徒の学びを支援するための教育プログラムの開発を行う。また、教員を対象とした発達障害の可能性のある児童生徒の特性や指導法等についての研修会を行う。					
					30	入院生徒に対する教育保障体制整備事業	高校教育課	・入院生徒への訪問指導、遠隔教育に係る機器整備 ・医教連携コーディネーターの配置	○学習意欲がありながら、長期療養のため通学することが困難な高校生に対する学習機会を補償する。					
		○		主	31	医療的ケア推進事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・看護師の配置 ・看護師及び教員に対する医療的ケアに関する研修会の開催 ・医療的ケア運営会議の開催 ・指導的役割を担う看護師の育成等に関する検討	○県立特別支援学校において、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、必要な看護師を配置するとともに、医療的ケアコーディネーターを中心とした校内の医療的ケアの実施体制を整備する。					
		○			32	医療的ケア児通学支援モデル事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・通学時の介護タクシーへの看護師の同乗・医療的ケアへの対応	○県立特別支援学校において、医療的ケアを必要とすることにより通学が困難な児童生徒及びその家族の負担軽減を図るため、介護タクシーに看護師が同乗し、通学を支援する取組をモデル的に実施する。					
				再	33	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	疾病・感染症対策課	・小慢さぽーとせんたーの設置・運営（委託）による相談支援 ・講演・研修会の開催、情報提供等	○小児慢性特定疾病児童等及びその家族、関係者に対して、必要な情報の提供や助言、関係機関との調整を行うほか、疾病に係る情報提供及び周知啓発を行い、相談支援体制を整備することにより、小児慢性特定疾病児童等及びその家族の日常生活上での悩みや不安等の解消、適切な療養の確保、自立心の確立を図る。					
				再	34	医療的ケア児等支援体制整備推進事業	精神保健推進室	・宮城県医療的ケア児等支援検討会議（協議の場）の開催 ・医療的ケアコーディネーターの配置による医療型短期入所サービス利用希望者への支援、事業所対象研修等の開催 ・医療的ケア児等相談支援センターの設置・運営による相談支援、支援者等への研修、医療的ケア児等コーディネーターの養成	○医療的ケア児等とその家族が直面する課題の抽出や支援内容の検討、相談対応や地域の支援者の研修を通じ、医療的ケア児者が身近な地域で支援を受けることができる体制を整備する。 ○医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者への情報提供や事業所への研修等を通じ、医療的ケア児者が必要時にサービスを利用できる体制を構築する。					
2学習の質を高めるための教員の専門性向上														
		○			35	研修研究事業	総合教育センター、教職員課	・校種、職種、階層、経験年数等ごとの研修の開催	○総合教育センター研修等による特別支援教育に係る専門性や指導力の向上					
					36	県立特別支援学校外部専門家活用事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・外部専門家の配置	○教育相談体制を充実させ、いじめの未然防止や事案発生時の対応、学校に登校していない幼児児童生徒への支援等について、教員へ助言等を行う。また、震災による心のケアが必要な幼児児童生徒が在籍する県立特別支援学校にスクールカウンセラーを配置する。					
		○			37	教職員免許法認定講習	教職員課	・特別支援学校教諭普通免許状取得のための講座の開設	○特別支援学校教諭普通免許状取得のための講座を開設し、同免許状の保有率向上を図る。 ○計画期間が令和8年度末までとなっている免許法認定講習開設計画について、令和9年度以降の次期開設計画を策定し、免許状の取得を促進する。					
		○		主	38	学びの多様性を活かした教育プログラム開発事業	特別支援教育課、高校教育課	・学びの多様性を活かした教育プログラムの開発 ・発達障害理解研修会の実施	○県立高校と連携し、発達障害の可能性のある児童生徒の学びを支援するための教育プログラムの開発を行う。また、教員を対象とした発達障害の可能性のある児童生徒の特性や指導法等についての研修会を行う。					
		○		主	39	学校巡回指導事業	特別支援教育課、総合教育センター	・指導主事による県立特別支援学校の教育課程、学習指導等に関する指導及び支援の実施	○各校3年に1回の訪問指導とし、指導主事と学校現場の教員が一体となって協働による授業づくりを推進する。 ○各校の課題に応じた研修会及び授業検討会等を実施し、特別支援学校における教員の授業力向上と児童生徒への指導及び支援の充実と改善を図る。					
					40	教育研修等推進事業	特別支援教育課	・文部科学省や国立特別支援教育研究所等が実施する会議・研修への派遣	○全国並みの教育水準の確保と教職員の資質の向上を図るため、初等中等教育の振興に資することを目的に、文部科学省や国立特別支援教育研究所等が主催する研修などに教職員を派遣し、その研修の成果を伝達、普及する。					
	○			再	41	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課、総合教育センター	・特別支援教育コーディネーターの役割についての講義 ・校内体制についての研究協議 ・各校種（幼、小、中、高、特支学）ごとのコーディネートの実際 ・福祉と教育の連携	○特別支援教育コーディネーターの役割について基礎的理解を深めるとともに、特別支援教育の動向やコーディネートの実際を学び、校内の特別支援教育の推進を図る。					

目標		優先取組 1	2	3	再掲	番号	事業名	実施機関	取組内容	取組方針・達成目標	実施年度 R7	R8	R9	R10	R11
		○	○		再	42	自立と社会参加につながる「共に学ぶ教育」推進モデル事業	特別支援教育課、義務教育課、高校教育課	・児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育方法の検討と実践 ・外部専門家による研修会等の実施	○小・中・高等学校いずれの学びの場においても多様な教育的ニーズに応じた教育方法や校内体制の確立に向けた支援を行う。 ○小・中連携及び中・高連携の強化に向けた取組を行うとともに「切れ目ない支援体制マニュアル」を開発し、切れ目ない支援体制の構築について明示する。					
					再	43	発達障害児者総合支援事業	精神保健推進室	・発達障害者支援推進会議の開催 ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への技術支援 ・障害児等・家族・支援者への療育支援の実施 ・ペアレント・プログラム等の実施支援と実施者養成	○ライフステージに応じて身近な地域で支援を受けられる体制構築に向け、発達障害者支援推進会議による支援体制の検討、発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーを中心とした支援者支援を進める。					
Ⅲ 誰もが認め合う地域づくり															
	1共生社会の実現を目指した理解促進														
			○	○	再	44	居住地校学習推進事業	特別支援教育課、義務教育課、県立特別支援学校、市町村教委、小・中学校等	・居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習の実施 ・教育事務所及び各校担当者による連絡会議の実施	○県立特別支援学校の児童生徒と居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習を通して、学校生活の充実等、地域における特別支援教育に対する理解促進を図る。 ○令和11年度実施率目標値43%の達成を目指すとともに、中学校での実施率を30%から令和11年度には38%にする。					
					主	45	宮城県特別支援学校文化祭事業	特別支援教育課、県内の特別支援学校	・作業製品販売会、ステージ発表 ・特別支援学校パネル展示、特別支援学校紹介VTR放映	○県内特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の日頃の学習の成果を発表し、特別支援学校について広く県民に啓発する。					
						46	障害者雇用官民連携強化事業	雇用対策課	・障害者雇用支援のつどいの開催 ・障害者雇用要請	○障害者を積極的に多数雇用した事業所、職業人として成果の著しい障害者に対して表彰を行い努力を称えるとともに周知することで、障害者雇用の促進と安定に資する。 ○宮城県、仙台市、宮城労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部が連携し、県内の経済団体及び事業主に対し、障害者の雇用促進・維持に関する要請を行うことで、障害者の雇用促進とその職業の安定を図る。					
				○		47	地域と連携したインクルーシブ教育推進事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・コミュニティ・スクールの指定 ・地域と連携した多様な取組の支援	○県立特別支援学校に学校運営協議会を設置し、地域と連携しながら魅力ある学校づくりに取り組むことにより、障害のある幼児児童生徒を地域全体で健やかに育む体制づくりを行うとともに、地域におけるインクルーシブ教育の推進と共生社会の実現を図る。					
						48	学校評価事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・学校評議員の委嘱、学校評議員会の開催	○自校の教育活動、学校運営についての自己評価及び学校評議員による学校関係者評価を実施し、開かれた学校づくりを推進する。					
		○	○	○	再	49	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課、総合教育センター	・個別の教育支援計画活用支援事業 ・特別支援学校専門性向上研修会の開催 ・インクルーシブ教育研修会の開催	○共生社会の実現を目指した共に学ぶ教育の推進に向けて、切れ目ない支援体制の確立に向けた施策の展開と、県立特別支援学校のセンター的機能の強化、教員の専門性の向上を図る。					
	2市町村教育委員会へのサポート														
			○			50	研修研究事業	総合教育センター	・特別支援教育コーディネーター研修会の開催	○福祉と教育の連携により特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る。(子ども総合センターとの共催)					
				○	再	51	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課	・宮城県特別支援連携協議会の開催 ・広域特別支援連携協議会の開催	○共生社会の実現を目指した共に学ぶ教育の推進に向けて、切れ目ない支援体制の確立に向けた施策の展開と、県立特別支援学校のセンター的機能の強化、教員の専門性の向上を図る。					
				○	主	52	障害児教育支援相談活動事業	特別支援教育課	・障害児就学担当者説明会及び研修会の開催 ・リーフレット「就学相談ガイド～よりよい就学のために～」の作成・活用 ・市町村教育委員会へ特別支援教育コーディネーターの派遣 ・就学支援の手引き改訂	○特別な配慮や支援を必要とする幼児児童生徒の就学先の適切な決定に向け、特別支援教育コーディネーターの派遣や障害児就学担当者説明会及び研修会を開催するなど、積極的に市町村教育委員会を支援する。					
					主	53	就学支援審議会	特別支援教育課、市町村教委	・市町村教育委員会の諮問に応じて就学支援審議会の開催	○市町村教育委員会が就学相談事業を進める際に生じる困難な事例について、医学、心理学、教育等の専門家等の委員が審議し、各事例について助言を行う。					
			○		再	54	医療的ケア推進事業	特別支援教育課	・地域における医療的ケア支援体制整備研修会の開催	○医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が地域の小・中学校等へ就学できる環境を整備するため、研修会等を通して市町村教育委員会への支援を行う。					
					主	55	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	疾病・感染症対策課	・小慢さぽーとせんたーの設置・運営(委託)による相談支援 ・講演・研修会の開催、情報提供等	○小児慢性特定疾病児童等及びその家族、関係者に対して、必要な情報の提供や助言、関係機関との調整を行うほか、疾病に係る情報提供及び周知啓発を行い、相談支援体制を整備することにより、小児慢性特定疾病児童等及びその家族の日常生活上での悩みや不安等の解消、適切な療養の確保、自立心の確立を図る。					
					主	56	医療的ケア児等支援体制整備推進事業	精神保健推進室	・宮城県医療的ケア児等支援検討会議(協議の場)の開催 ・医療的ケアコーディネーターの配置による医療型短期入所サービス利用希望者への支援、事業所対象研修等の開催 ・医療的ケア児等相談支援センターの設置・運営による相談支援、支援者等への研修、医療的ケア児等コーディネーターの養成	○医療的ケア児等とその家族が直面する課題の抽出や支援内容の検討、相談対応や地域の支援者の研修を通じ、医療的ケア児者が身近な地域で支援を受けることができる体制を整備する。 ○医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者への情報提供や事業所への研修等を通じ、医療的ケア児者が必要時サービスを利用できる体制を構築する。					